

追記 令和2年8月

感染症予防について

6月に配布した新型コロナウイルス感染症の予防「新しい学校生活」を再度ご確認ください。
東京都の感染状況は現在【感染が拡大していると思われる】です。2学期も引き続き、これまでと同様の対応を続けます。

- 登校前の家庭での健康観察、検温。登校時の健康観察票のチェック。
- 「三密」を避けた学習環境。手洗いの徹底。放課後の消毒。
- 学校で発熱したり具合が悪くなったりした場合の保護者の引き取り。
- 風邪症状が見られた時の「出席停止」 などなど… ご協力をお願いいたします。

6月と状況が違う点は、「PCR 検査」を受けることができる環境が整ってきたことです。そこで、「新しい学校生活」に下記の通り追加いたします。

※新型コロナウイルス感染症の予防「新しい学校生活」 10ページ参照

8 出席停止について

「出席停止」は、欠席扱いにはならない。感染症拡大防止のための措置。

(1)～(8)のいずれかに当てはまったら、出席停止。学校に連絡をください。

★(1) 児童が 新型コロナウイルス感染症に感染

★(2) 児童が 濃厚接触者

◇(3) 児童が PCR 検査を受ける/受けた とき

(4) 児童が 風邪の症状・発熱、だるさ、咳、息苦しさ

★(5) 家族が 新型コロナウイルス感染症に感染

★(6) 家族が 濃厚接触者

◇(7) 家族が PCR 検査を受ける/受けた とき

(8) 家族が 風邪の症状・発熱、だるさ、咳、息苦しさ

教職員も児童と同様に(1)～(8)の場合は、自宅で休養します。

★印のときは、教育委員会や保健所と連携して対応していきます。

★印のときは、濃厚接触者が特定されるまで、学級閉鎖や臨時休校となります。

◇印のときは、児童、または家族の PCR 検査の結果が出るまでは、出席停止です。

※濃厚接触者となった場合の出席停止期間の基準

⇒感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間程度経過

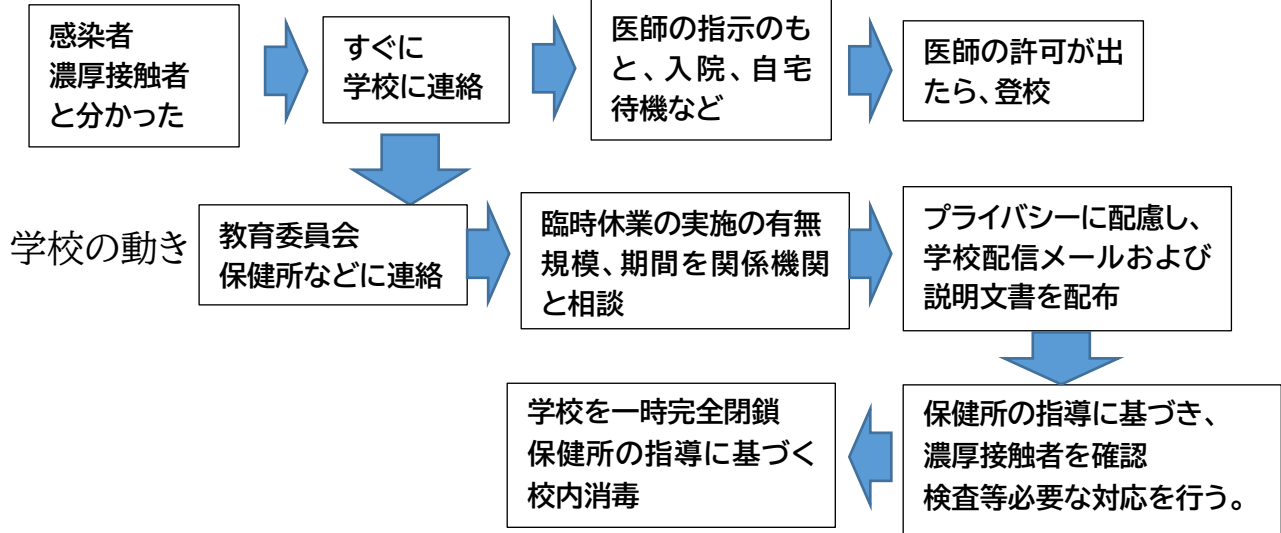
※濃厚接触者とは、

感染者と 直近2日間に、マスクなどのない状態で 1メートル以内で15分以上接触した者

濃厚接触者の把握は、保健所の指導で行われます。この条件と異なる場合でも状況によっては濃厚接触者となることもあるそうです。

9 感染者・濃厚接触者と分かったら

児童、教職員が感染者・濃厚接触者と分かったら・・・



・児童又は教職員が感染者(PCR検査で陽性)と分かった場合の対応

